

横浜市立西富岡小学校 いじめ防止基本方針 令和5年度版

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 基本理念

すべての子どもは、学校・家庭・地域にとってかけがえのない存在です。子どもたちが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活することができます。

しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるとの認識に立つ必要があります。

そこで、本校ではいじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示します。

- (1) すべての子どもたちが安心・安全に学校生活を送れることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをすすめます。
- (2) 子どものわずかな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応することを基本に、いじめを見逃さない体制の強化や教職員の資質の向上、教育相談の充実に努めます。
- (3) いじめ防止の取組を保護者や地域等に情報を発信し、ともに共有して取り組むように努めます。

(3) 西富岡小学校「いじめ防止基本方針」の目的

「いじめ防止対策推進法」及び「横浜市いじめ防止基本方針」を受け、いじめ問題への対策について、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とします。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 目的

いじめの未然防止、早期発見、及び早期対処等に関する措置を実効的、組織的に行うことを目的とします。

(2) 委員会の構成

構成員は、校長、副校長、児童支援専任、主幹教諭、学年主任、養護教諭とし、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。

(3) 委員会の運営

いじめ防止対策委員会を月1回以上、スクールカウンセラーを交えた会合を月2回以上、定期的に行い、情報の共有と対応に努めます。さらに、いじめの疑いがある段階で、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催し組織的に対応します。また、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

(4) 活動内容

| 月 | 学校の取組 |
|------|--|
| 4・5 | ○いじめ防止対策委員会 ○年間活動計画作成 ○学級開き ○学級風土・学級づくり ○学年・学級目標づくり ○個人面談 ○児童理解研修全体会 ○特別支援研修 <u>○いじめ早期発見のための生活アンケート①（記名式）</u> <u>併せて必要に応じて児童への教育相談</u> |
| 6 | ○いじめ防止対策委員会 <u>○Y - Pアセスメント① 学級風土・学級づくりの見直し</u> ○学校運営協議会 |
| 7・8 | ○いじめ防止対策委員会 ○横浜子ども会議 ○教職員人権研修 |
| 9・10 | ○いじめ防止対策委員会 ○個人面談 |
| 11 | ○いじめ防止対策委員会 <u>○Y - Pアセスメント② 学級風土・学級づくりの見直し</u> <u>○SOS サインの出し方に関する教育</u> |
| 12 | ○いじめ防止対策委員会 ○横浜市いじめ解決一斉キャンペーン <u>○いじめ早期発見のための生活アンケート②（無記名式）</u> <u>併せて必要に応じて児童への教育相談</u> ○人権週間（校長講話・人権キャラバンの実施） |
| 1・2 | ○いじめ防止対策委員会 ○学校運営協議会 |
| 3 | ○いじめ防止対策委員会 ○年間活動の振り返り <u>○いじめ防止基本方針の改定</u> ○次年度へ向けての配慮事項の確認 |

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止

- ①全教育活動を通して学校目標の実現を図り、道徳教育や人権教育、体験活動を充実させ、確かな人権感覚・意識、豊かな感性・情操を育成します。
- ②基礎・基本の定着を図る授業を心がける中で、学び合い、認め合える温かい学級の雰囲気づくりや、子どもたちの話し合いや意見を大切にされた充実感のある行事づくりに努めます。
- ③異学年交流（たてわり活動）を年間通して実施し、子どもたちの自己有用感を育み、互いを認め合える人間関係づくりに努めます。
- ④横浜子ども会議を通して、学活や代表委員会でいじめを自分たちの問題としてとらえ、話し合うことができるように支援します。

(2) いじめの早期発見

- ①日ごろから、学年、学校で子どもたちを見守る中で子どもとの信頼関係を構築し、職員会議やさまざまな委員会等を通して教職員間の情報共有に努めます。
- ②横浜市いじめ解決一斉キャンペーン、定期的ないじめアンケートの実施、教育相談の充実等により、いじめの実態把握に努めます。
- ③地域や家庭と密接に連携し、学校から離れた場所でのいじめについても早期発見・早期対処ができるよう努めます。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと、速やかに組織的に対応し、再発防止に努めます。
- ②いじめの発見・通報を受けた場合には、被害児童に対しては安全確保と事情や心情を聴取するとともに、関係機関・専門機関と連携して状態に合わせた継続的なケアを行います。
- ③いじめの背景に当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、心理や福祉等の外部の専門機関を活用して適切な支援を実施します。
- ④いじめの発見・通報を受けた場合には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。また、いじめが暴行や傷害、盗難等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などには、直ちに警察に相談・通報し、法務少年支援センターや警察機関等と連携して対応していきます。

(例) (暴行) ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。

(強要) 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。

(児童ポルノ) スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。等

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ①いじめ行為が少なくとも3か月止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 研修

手引き等を活用したり事例検討を通したりするなどして、行内研修を計画的に実施します。

(6) 地域等の活用

「学校運営協議会」等を通して、学校が抱える課題を共有し、家庭、地域とともに対応できる仕組みづくりを推進します。

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされています。

(1) 報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

(2) 調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施します。調査結果を教育委員会に報告します。

(3) 児童・保護者への報告

いじめを受けた子どもや保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告します。

5 基本方針の見直し

いじめ防止基本方針は、策定後速やかに学校ホームページ等で公表します。また、必要があると認められる際は、「横浜市立西富岡小学校 いじめ防止基本方針」を改定し、あらためて公表します。

令和 5 年 4 月 1 日 改定